

上限額算定面積の考え方

1 はじめに

補助上限額は、以下の上限額算定面積に応じて、(2) のとおり設定されます。

(1) 上限額算定面積とは

- ・その施設の専用箇所であり、利用客又は従業員が立ち入って使用することを想定した箇所（客席、トイレ、厨房など）
- ・駐車場や倉庫、機械室、ゴミ置き場などを除く。
- ・他の施設との共有箇所を除く。（テナントビルの共用廊下・共用トイレなど）

(2) 補助上限額（再掲）

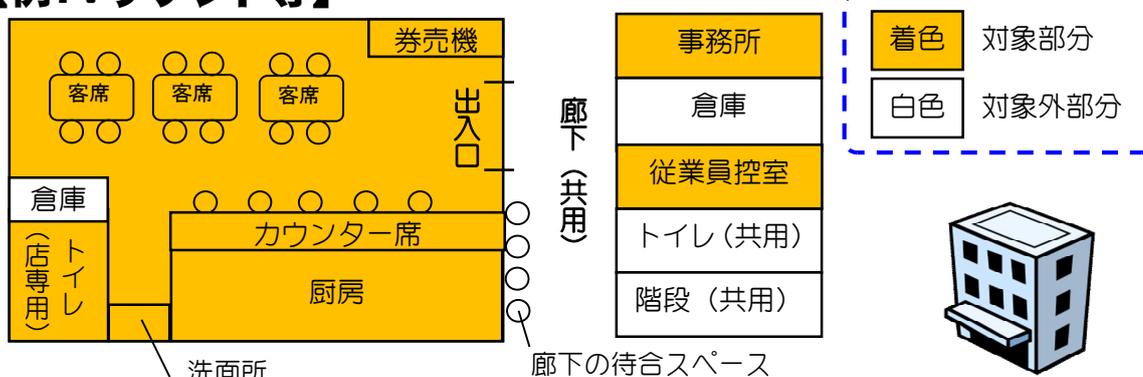
上限額算定面積	補助上限額	備考
①200m ² 未満	10万円	①の場合は、上限額算定面積の根拠資料は不要です。
②200m ² 以上 400m ² 未満	20万円	②又は③の場合は、上限額算定面積の根拠となる図面の提出が必要です。
③400m ² 以上	30万円	

2 上限額算定面積の範囲の例

(1) 申請店舗以外にも使用する建物の場合（ビルのテナント、店舗兼用住宅など）

対象	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・屋内外[*]で利用客や従業員が立ち入って使用する場所（範囲が明確な部分に限る。駐車場を除く） （例）客席、トイレ、厨房等（いずれも専用の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、倉庫、機械室、ゴミ置き場 ・他の施設や自宅との共用部分、申請店舗用の範囲が不明確な部分 （例）住宅、テナントビルの階段、テナント廊下の待合場所等 ・飲食店としての用途以外の部分 （例）他の店舗、住宅、庭園等

【例1：テナント等】



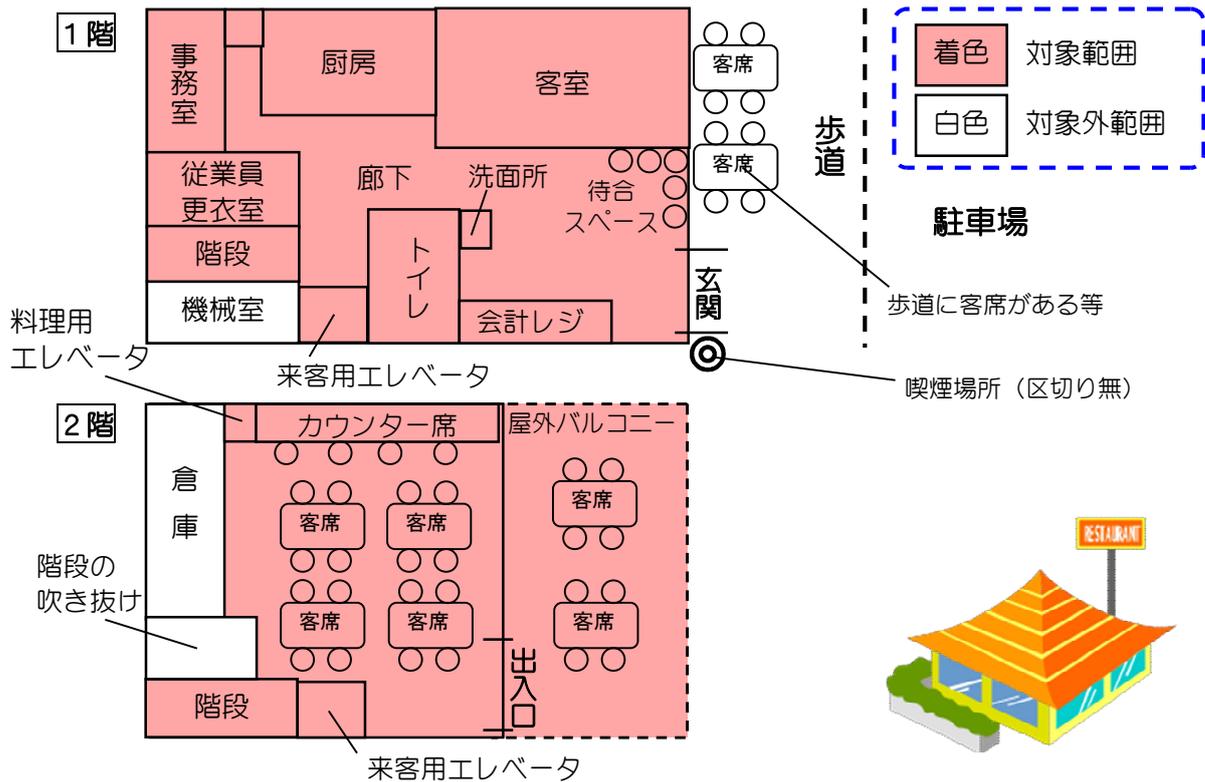
※屋外の場合

バルコニー等、飲食店としての範囲が特定できる場合は、上限額算定面積の対象となります。
（歩道や庭にある客席等は範囲が特定できないため対象外）

(2) 申請店舗の専用建物の場合

対 象	対 象 外
<ul style="list-style-type: none"> ・屋内外※で利用客や従業員が立ち入って使用する場所（範囲が明確な部分に限る。駐車場を除く） （例）客席、トイレ、厨房等 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、倉庫、機械室、ゴミ置き場 ・利用客や従業員が使用する範囲が不明確な箇所 （例）屋外に灰皿があるだけの喫煙所（範囲が不明確な場合）等 ・飲食店としての用途以外の部分

【例2：申請店舗の専用建物】



※屋外の場合

バルコニー等、飲食店としての範囲が特定できる場合は、上限額算定面積の対象となります。
（歩道や庭にある客席等は範囲が特定できないため対象外）

3 上限額算定面積の確認書類

上限額算定面積計算書は、以下の①②の両方に該当する場合のみ提出が必要です。

- ① 上限額算定面積が 200 m²以上
- ② 補助申請額が 100,001 円以上